

社会福祉 あきた

NO.
353
2020.1.21



P2 新年のごあいさつ

特集

P3 I 秋田県地域公益活動事業始動！
II 県内の福祉課題を再確認

- P7 返済免除がある貸付制度の御案内
- P8 台風19号による被災地支援の実施状況
高齢者総合相談・生活支援センターからのお知らせ
- P9 ねんりんピック紀の国わかやま2019報告
- P10 “職場紹介リレー”こども園こうほく風の遊育舎
皆様の善意
- P12 シリーズ“社協のいま”大館市社会福祉協議会

「市長も特別出演」（大館市）
支え合い活動について紹介する寸劇の様子。
（詳細はp.12「社協のいま」をご覧ください!）



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

地域公益事業への取組み



社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会長 佐藤 博 身

新年明けましておめでとうございます。

年頭に当たり社会福祉に係る業務に従事しておられる皆様に新年のお慶びを申し上げます。

さて、社会福祉に係る事業は、何時の時代もその時々々の社会、経済状況に大きく影響を受けることは当然のことですが、それだけにその社会に身を置く者にとって常々その動きに注意を怠りなく、かつ、的確に対応することを心掛けなければならぬと思っております。

ご承知のとおり、社会福祉法人は、平成28年4月に施行された改正社会福祉法によって「ガバナンスの強化」、「透明性の確保」そして「財務規律の強化」を図ることとされ、そのための一連の取組みが必要とされておりましたが、県内社会福祉法人のほとんどで、当該年度内に課題をクリアしたものと考えております。

しかしながら、もう一つの宿題「地域における公益的な取組」については、十分な対応が出来なかつたものと考えております。

思い起こせば、当該法人制度改革が、平成27年税制改革の折「公益法人等課税の非課税事業について民間競争が生じている」との指摘や「社会福祉法人は税制上優遇されているにもかかわらず、制度外の新たな地域課題への対応に消極的」といった批判に対応するものでありました。したがって、その対応が不十分ということになれば、当該税制改正時に「関連制度の見直しの動きもみられており、実効的な対応となるかどうか、動向を注視する」とされ、課税強化が見送られたものであり、その問題が再

燃することとなります。

県社協は、平成28年度には、地域公益活動推進検討委員会を立ち上げ、その対応について検討したところでありましたが、「連携が求められる福祉ニーズが不明確」等の理由から、実施されている事例を例示し、県内に周知するに留まりました。

一方、全県(全国)的な取組が不十分な場合の今後の税制サイドの動向に危機感を感じた県社会福祉法人経営者協議会では、総会において全会一致での採択の上、「秋田県地域公益活動事業」を実施することとし、去る10月28日付で関係機関に参画、協力を求め、通知したところであります。

1年以上の長期にわたる慎重な議論のうえ実施することとしたものでありますが、各法人に求めた拠出金の最終的な見込み額や今後協議して決めるとしている取組むべき事業の幅の広さから、具体的な事業の姿が見えにくく、今後の事業推進には多くの困難が予想されますが、現在の社会福祉法人の状況を考えれば、喫緊の課題として取り組むべきものと考えます。

この事業の成否の鍵は、事業への理解の推進と個別事業選択のための協議、調整であり、これはやはり市町村社会福祉協議会に期待するしか方法がないでしょう。市町村社協には大きな責任が課されることとなりますが、新しい年を迎え、今年、この画期的な事業に積極的に取り組む年としていただきたいものであります。

特集Ⅰ

秋田県社会福祉法人経営者協議会発

秋田県地域公益活動事業始動！

オール秋田の社会福祉法人が連携し地域を支える取組み

地域における
公益的な取組みについて

平成28年4月施行の改正社会福祉法により、社会福祉法人は経営組織のガバナンスの強化や、事業運営の透明性の向上に取り組むこととされたほか、地域における公益的な取組み(以下「地域公益活動」という。)を実施することが責務化されました。この社会福祉法人制度改革を契機に、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の真価が改めて問われています。更に、地域共生社会の実現に向けては社会福祉法人による地域公益活動の推進が重要とされています。

これまでの取組み

本会では、平成29年3月に秋田

県地域福祉推進委員会において「社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動推進検討委員会報告書」(社会福祉法人の地域における公益的な取組を目指して)を作成しました。検討委員会は県内大学・

県・秋田市と、各種別協、市町村社協連絡協議会から選出された委員で構成され、社会福祉法人による地域公益活動のあり方について検討が進められました。報告書では、県内法人の連携や拠出金による取組みの具体化に向けた課題が示され、社会福祉法人には、法改正の趣旨に沿い、地域住民の要望に柔軟に応えていくことが求められていると締めくくっています。

こうした状況を踏まえ、平成30年度には、県内の社会福祉法人の代表者で構成される秋田県社会福祉法人経営者協議会(以下「県経営

協」という。)が、会員法人の地域公益活動に関する取組みの支援・推進を図ることを目的として「地域公益活動推進委員会」を設置し、具体的な取組みについて議論を重ねました。その結果、令和元年度の県経営協の総会で、県経営協・県社協・各市町村の社会福祉法人・市町村社協の四者が連携して「秋田県地域公益活動事業」を実施することが、全会一致で決定されました。

秋田県地域公益活動事業とは

地域社会や家庭機能の変化に伴う社会的孤立や経済的困窮等、地域の福祉課題・生活課題は複雑多様化しています。この事業は、県経営協の管理・運営のもと、市町村社協と社会福祉施設等を営営する社会福祉法人が連携し、既存の制度やサービスでは対応できない課題を把握し、その課題解決に向け地域の住民や関係者とのネットワーク等を活かしながら、子ども、高齢者、障害者等全ての人がともにも生きる地域共生社会の実現に向けた地域づくりに寄与することを目的に実施するものです。

種別	名称	年数
1	社会福祉法人協会の協賛	2020年度から
2	社会福祉法人の協賛	2020年度から
3	社会福祉法人の協賛	2020年度から
4	社会福祉法人の協賛	2020年度から

県経営協が作成したリーフレット

具体的には、市町村社協及び施設経営法人が、次の活動例を参考に事業内容を決定し、協働で実施します。

- (1) 総合相談事業
- (2) 生活困窮者支援事業
- (3) 引きこもり支援事業
- (4) 要介護者等支援事業
- (5) 福祉教育・福祉人材確保事業
- (6) 災害対応支援事業
- (7) その他制度の狭間の課題解決のための事業

期待と展望

平成29年度から、全ての社会福祉法人において、現況報告書等の提出が必要となりました。全国社会福祉協議会では、地域公益活動の発信率100%へ向け、全ての社会福祉法人に、地域公益活動を現況報告書に記載することを促すとともに、地域公益活動を積極的に展開していることを社会へ発信することの重要性や、その実践が注目されていることを強調しています。

また、地域公益活動が全国的に広がりを見せる中、県経営協では、平成30年度から県内3地区で「地

域公益活動推進セミナー」を開催しています。本年は、秋田県地域公益活動事業の実施に先立ち、9月末に開催され、県内外の社会福祉法人の実践事例を学ぶとともに、各社会福祉法人の取組み状況等について情報交換することにより、地域公益活動や複数法人間連携に関する理解を深めました。こうした県経営協の取組みを契機に、それぞれの法人の専門性の発揮や諸課題へのきめ細やかな対応、そして、活動を通じ、より多くの関係機関等との連携の輪が広がるのが期待されています。一法人での実施が困難でも、秋田県地域公益活動事業への参画をきっかけに、地域公益活動が全ての社会福祉法人で実践されるよう、本会としても、県経営協と連携し、取組みを推進していきます。社会福祉法人の皆様の御理解と御参加をよろしく願います。

問合せ先

施設振興・人材・研修部
 秋田県福祉施設経営指導センター
 (秋田県社会福祉法人経営者協議会事務局)
 TEL(018)864-2707
 FAX(018)864-2877

がんを含む
病気やケガの備えに
NEW



＼NEW/
ライフステージの変化に
ちゃんと応える
医療保険 **EVER**

No.1 がん保険
医療保険
保有契約件数
平成30年版 インシュアランス生命保険統計号
約**4世帯に1世帯**がアフラックの保険に加入
(詳細はホームページをご確認ください)

●契約年齢●
0歳～
満85歳まで
※ご契約内容により異なります。

心配な「がん」の備えに



生きるための
がん保険
1Days

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

ナカイ株式会社 秋田支店

TEL 018-866-1761 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。
Affac

アフラック 秋田支社
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田3階
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AFツール-2019-5369-1910002 7月30日

特集II

秋田県地域福祉推進委員会の取組み

県内の福祉課題を再確認

秋田県・市町村に要望書を提出

秋田県地域福祉推進委員会(以下「委員会」)は、県民が抱える生活福祉課題や地域の福祉課題、制度・政策に関する調査研究を行い、具体的な提言や要望等を通じ、課題の解決を図る取組みを進めています。

生活福祉課題4項目の

要望を行いました

今年度、様々な分野に関する5項目の課題が委員会に提出され、協議の結果、そのうちの4項目について別表のとおり県・市町村に要望しました。

ここでは、要望と県からの回答を抜粋して紹介します(本会ホームページで全文をご覧いただけます)。

福祉人材の確保・定着に関すること

要望項目1

社会的養護施設職員「産休等代替職員費補助金制度」の整備

本県において、保育所・幼稚園等には「保育士産休等代替職員補助金制度」がありますが、社会的養護施設の職員には同様の制度がありません。母子生活支援施設や児童養護施設では、DV、被虐待児等への対応を要するケースが増

加しており、施設職員のノウハウの蓄積が重要であるため、妊娠・出産を契機に離職者が出ないようすることが重要です。

保育所等と比較すると、施設数、職員数の絶対数が少ないことから、実数に左右されない制度の整備が必要だと考えます。

要望項目2

外国人人材の受入れの支援

深刻な人手不足が懸念されている中、団塊世代がすべて後期高齢者となる2025年に向けた介護人材の確保は急務となっていますが、「平成30年度介護労働実態調査秋田県版」では、介護事業所において従業員の採用が困難となっているとの調査結果が示されています。

また、国は外国人人材を受け入れる新たな在留資格として「特定技能制度」を平成31年度から導入し、介護分野においても受入れ方法が拡大しました。

しかし、住居の確保や生活指導及び日本語習得等の外国人人材に対する生活面の支援について、社会福祉法人単独では対応が困難な

状況にあり、外国人人材の受入れを実際に検討できる法人は限られています。

また、国際教養大アジア地域研究連携機構が県内の高齢者施設等を対象に2015年に行った「外国人看護・介護人材受け入れに関する調査」では、受入れの課題として最も多かったのが「施設利用者とのコミュニケーション」(54.3%)、次いで「受入れ・人材育成に関わる職員の体制」(47.8%)、次に「職場内のコミュニケーション」(44.6%)という結果が出ており、コミュニケーション面での不安の払拭及び受入れ体制の整備を行う必要があると考えられます。

障害福祉に関すること

要望項目3

障害者の生活の場の充実

本県で急速に進む高齢化に伴い、障害者の高齢化も進んでおり、支援現場においては医療、介護に対する知識や技術の必要性が高まっています。また、介護の必要性のない比較的若い年齢の利用

者であっても、強度行動障害を有する方が多くその対応に苦慮する施設が多くなっています。対応可能施設の不足により、強度行動障害のある利用者が県外施設に入所せざるを得ないケースも出ています。

更に、障害者本人に加え親の高齢化も同時に進んでおり、家族の養育力の低下から、在宅の障害者にとっては、在宅から施設での生活へのニーズが高まっていることが明らかになっています。

国では障害者支援施設からグループホーム等への地域移行を進めているものの、秋田県障害福祉団体協議会において平成30年7月に行った「秋田県内における障害福祉施設利用者等に関する実態調査」の中では、親亡き後の不安を挙げる回答が多くあり、障害のある方の将来の生活の場に不安を抱える家族が多いことが窺えます。



要望項目4

◆「秋田県障害者差別解消条例」の周知徹底

条例は、障害を理由とする差別を解消し、障害者も障害のない者も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、事業者⁽¹⁾に対し、社会的障壁の除去のための合理的な配慮⁽²⁾を義務化するなど、国の法律に上乘せ横出した内容となっています。

令和元年10月1日から全面施行されることにより、共生社会の実現を目指すための啓発の仕組みが構築されるものと期待されるものの、一般県民や事業者は障害別の特性や、障害者本人の不自由なことやそれを支援する方法について知る機会が豊富にあるとは言えません。

こうしたことへの理解を促す活動と障害者を支援するボランティア等の養成が必要です。

(1) 障害者が利用する店舗等のこと。

(2) 障害者から配慮を求められた場合、負担にならない範囲で必要な対応をすること。

	要望内容（抜粋）	回答要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護施設職員の「産休等代替職員費補助金制度」の整備 (秋田県母子福祉協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設及び児童養護施設においても、児童等の処遇に直接携わる人材の確保は、入所児童等に対する適切な処遇を確保するうえで重要であると認識している。 今後、施設の産休取得等の実態について調査し、人材確保上の効果など事業の必要性を検討する。
2	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の構築（アドバイザー又はコーディネーターによる相談支援・連絡調整・情報提供） 外国人介護従事者に対する日本語及び介護技術に関する研修の実施 事業所側が負担するアパート代等手当の一部補助 監理費及び送り出し機関の管理費の助成等 (秋田県社会福祉法人経営者協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> 「秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会」を通じ、本県における外国人材の受入れの現状や各業界の取組等について情報共有を図っている。 介護サービス事業所運営法人に対してアンケート調査を実施し、現在内容を精査している。 現状では在留資格制度を活用した本県への入国は極めて少ないことから、将来的な受入・定着環境整備に向け、セミナーの開催や、在留外国人を含めた外国人に対応可能な施設における研修・職場体験の実施について検討を進めている。
3	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の生活の場を充実させるための施設等の整備（地域生活支援拠点等、グループホーム、障害者支援施設（入所）） 地域生活支援拠点等について、整備時期未定の市町村へ整備に向けた検討を促すなどの対応 等 (秋田県知的障害者福祉協会・秋田県手をつなぐ育成会) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等については、県内13の市については整備する見込みだが、市町村に対して引き続き支援していく。 グループホームについて、毎年度、計画的に整備を進めている（社会福祉施設等整備事業）。 障害者支援施設について、施設から地域への移行を進めることとしているが、強度行動障害児者や重症心身障害児者等への対応に関する研修を引き続き行っていく。
4	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地での一般県民や事業者向け研修会の開催 小学生が障害について学べる機会の設定 障害種別ごとの「障害特性と支援方法」の研修会の開催 (秋田県手をつなぐ育成会) 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の普及啓発のため、ハンドブックや啓発映像の製作等の準備を進めている。また、障害者サポーター養成のモデル事業を開催するが、来年度以降、全県に広めていきたい。 小学校4年生向けの副読本を製作している。 当事者に小学校の総合学習の講師として活動してもらっており、今後も各団体から協力いただきたい。

秋田県社会福祉協議会で取り扱う

返済免除がある貸付制度の御案内

秋田県社会福祉協議会では、返還免除の仕組みがある4つの貸付制度を取り扱っています。

これらは、介護や保育の分野の人材確保、ひとり親や社会的養護を必要とする方の支援を目的とするものです。

奨学金や修学資金の多くは貸与型で返済が必要とされており、返済資金の計画的な確保が求められますが、この4種の貸付制度には、養成校卒業後や資格取得後、定められた業務に一定期間継続して従事することを条件に貸付金の返還を免除する仕組みが設けられています。

これらの資金は、借受人本人だけではなく御家族や関係者の皆様にとって、学費等に関する不安を軽減し、学業に専念しやすい環境づくりと将来設計に役立つものと思います。資金の利用をぜひ御検討ください。

ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金



【貸付対象者】

秋田県内の各自治体が実施する「高等職業訓練促進給付金」の受給者

【返還の免除等】

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に秋田県内において取得した資格が必要な業務に従事し、引き続き5年間業務に従事した場合、返還を免除します（ただし、この要件を満たさなかった場合は、返還が必要になります。）。

介護福祉士 修学資金



【貸付対象者】

次の①、②の要件を全て満たす者 ①養成校卒業後、秋田県内で介護福祉士の業務に従事する意思のある者、②学業成績が優秀であり、経済的理由等により、貸付けが必要と認められる者

【返還の免除等】

養成校を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、秋田県内で介護福祉士の業務に5年間（過疎地域は3年間）従事した場合は、貸付金の返還を免除します。養成校を退学した場合や、介護福祉士の業務に従事した後5年未満（過疎地域は3年未満）で離職する場合等、返還事由が生じたときには資金の返還が必要となります。

児童養護施設 退所者等に対する 自立支援資金



【貸付対象者】

<生活支援費> 児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、大学等に在学する者（以下「進学者」）

<家賃支援費> 進学者及び児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち就職している者

<資格取得支援費> 児童養護施設等の入所者又は里親等に委託中の者及び進学者のうち、就職に必要となる資格取得を希望する者

【返還の免除等】

生活支援費及び家賃支援費は、5年間就業を継続した場合、返還を免除します（進学者は大学等を卒業後、1年以内の就職が要件）。資格取得支援費は、2年間就業を継続した場合、返還を免除します（ただし、上記を満たさなかった場合は、返還が必要になります。）。

保育士修学資金



【貸付対象者】

次の①～③の要件すべてを満たす者 ①令和2年4月に全国の指定保育士養成施設に入学した者で、卒業後、保育士登録を行い、秋田県内において保育業務（保育所・認定こども園・預かり保育をしている幼稚園等）に従事しようとするもの、②優秀な学生であって、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められるもの、③他の都道府県から本修学資金を借り受けていない者

【返還の免除等】

養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、秋田県内で保育士の業務に5年間（過疎地域は3年間）従事した場合は、貸付金の返還を免除します。養成施設から退学した場合や、保育士の業務に従事した後5年未満（過疎地域は3年未満）で離職する場合等、返還事由が生じたときには資金の返還が必要となります。

令和元年 台風19号による 被災地支援の 実施状況

台風19号の記録的な大雨により東日本の各地で甚大な被害が発生し、被災地では多数のボランティアによる支援活動が行われています。

こうした状況の中、近隣からの支援だけでは災害ボランティアセンターの運営スタッフが確保できないことから、広域的な支援が行われることとなりました。本会では、県内市町村社会福祉協議会の協力をいただきながら、宮城県内及び福島県内の災害ボランティアセンターに職員を派遣しました。

1 災害ボランティアセンターの運営支援

派遣先	派遣期間	派遣クルール数	派遣者数		派遣延べ人数		
			県社協	市町社協	県社協	市町社協	
宮城県	大郷町	10月25日(金) ～11月14日(木)	5	4	6	20	30
	丸森町	11月14日(木) ～12月22日(日)	9	12	6	61	33
	小計		14	16	12	81	63
福島県	本宮市	10月25日(金) ～11月6日(水)	3	3	3	15	15
	いわき市	11月6日(水) ～12月14日(土)	9	7	11	37	57
	小計		12	10	14	52	72
合計 4市町			14	26	26	133	135
				52		268	

※ 派遣延べ人数は、「派遣日数(移動日を含む)×派遣者数」で計上した。

2 生活福祉資金(緊急小口資金) 特例貸付業務の支援 ＜派遣先＞宮城県丸森町

派遣クルール数	派遣者数		派遣延べ人数	
	県社協	市町社協	県社協	市町社協
2	2	2	12	12
	4		24	

高齢者総合相談・生活支援 センターからのお知らせ

◎相談について◎

センターでは、高齢者やそのご家族が抱える悩みや心配ごとなどに関する様々な相談に応じ、解決のお手伝いをします。

◎講座や研修について◎

センターでは、介護に関する知識・技術の普及を図るために、研修や講座を行っています。

一般相談のご案内

平日9時から17時まで、来所又は電話による相談をお受けします。

☎(018)824-4165

ついでに相談を専門家が担当

◎法律相談

遺産相続や金銭トラブル、悪徳商法被害等の相談を弁護士が担当

◎人生相談

家庭問題、人間関係、生きがいについての相談を有識者が担当

◎権利擁護相談

高齢者虐待防止、消費者被害相談、成年後見制度利用等に

「福祉用具にふれてみよう」講座

時間 随時(事前予約が必要)
対象 各種団体・学校など、どなたでも5名様以上

費用 実費(高齢者疑似体験を含む場合に、耳栓代など)

高齢者疑似体験

耳栓や特殊眼鏡、手足の重りなどを装着して、80歳くらいになつたときの身体機能の低下や心理的な変化を、疑似的に体験します。

時間 随時(事前予約が必要)
対象 各種団体・学校など、どなたでも。定員は応相談。

費用 実費(耳栓代など)

☎(018)824-2777

専門相談日程(1月～3月)

法律相談	
1/14(火)	1/28(火)
2/ 4(火)	2/18(火)
3/10(火)	3/24(火)
人生相談	
1/ 8(水)	
2/ 5(水)	
3/ 4(水)	
権利擁護相談	
1/16(木)	
2/20(木)	
3/19(木)	

時間...13時から16時まで
相談料...無料(予約が必要)

☎(018)824-4165

第32回全国健康福祉祭和歌山大会 ねんりんピック紀の国わかやま2019

あふれる情熱 はじける笑顔

令和元年11月9日(土)~12日(火)

第32回全国健康福祉祭和歌山大会「ねんりんピック紀の国わかやま2019」が令和元年11月9日から12日までの4日間、開催されました。秋田県代表選手104名は、各会場で競技に参加し、交流を深めました。

秋田県選手団の主な成績

- ◇サッカー
Eブロック優勝
- ◆ウォークラリー
優秀賞 秋田県チーム (8位)
- ◇パークゴルフ
優秀賞 秋田県チーム (8位)
- ◆美術展(書の部)
最高齢者賞 池田喜美子(97歳)



総合開会式では、高橋清好団長(秋田県社会福祉協議会常務理事)を先頭に、104名の選手がさわやかな青空のもと、元気に入場行進を行いました。

本県からは、ゴルフ、テニスなどスポーツ競技のほか、囲碁、健康マージャンなどの文化交流大会を合わせて18種目に参加しました。

各種目の交流試合では、日ごろの練習の成果を発揮し、上位の成績を目指して奮闘しました。

令和2年度は10月31日(土)から11月3日(火)までの4日間、

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方々を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典です。

今年度の和歌山大会では、スポーツ交流大会(22種目)・文化交流大会(5種目)に全国から約一万人の選手・役員が参加するとともに、大会期間中には美術展や健康関連イベントも多数開催され、地域や世代を超えた交流の輪が広がりました。

問い合わせ
生きがい・健康づくり担当
TEL 018(824)2888



入賞したパークゴルフの皆さん



優勝したサッカーの皆さん

岐阜県で開催され、スポーツウエ
ルネス吹矢などの新種目を含む31
種目が行われます。

職場紹介

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

リレー

No.26

「みんなが笑顔になれる
1つも園を目指して」

社会福祉法人 風の遊育舎
こども園こほく風の遊育舎
園長 吉川 恭子

私たちの園は、秋田市北部地区土崎の閑静な住宅地にあります。土崎駅からほど近く、土崎中学校や港北小学校にも徒歩で行ける立地を生かした両校との交流も楽しみの一つになっています。今年、小学校との合同避難訓練にも参加し、年々幼児小の関わりが多くなっていると感じているところです。また、土崎と言えば、ユネスコ無形文化遺産に登録された曳山祭りがあります。園でも、保護者や地域の皆さんと参加し、一緒に秋田音頭を踊って北東北の短い夏を満喫しました。

私たちの法人は理念を大切にしています。0〜6歳までは人間形成にとって最も大事な時期です。その大切な時期の大半を過ごすこども園において、私たちは、子ども自身が持っている『生きる力』を信じ、一人一人の子どもたちが豊かな未来に向かって自立し健やかに育つ

よう、子どもを主体とし、「子どもの最善の利益」を常に考えた子どものための質の高い教育・保育を追求し実践していくようにしているところです。

「保育の質は経験と体験の多さ」を motto に、今年も年間を通じ下浜健康の森での「森のこども園」、春はお花見、秋には園庭でのサンマ焼きやだまこ鍋、パーティー等、また冬には姉妹園のあきた風の遊育舎をお手本にし、今年で2年目となるオーパスでのスキー教室も待っています。初めてスキーを履く子どもでも、少しずつ滑れるようになって1人でリフトに乗れるようになると喜びを隠しきれない様子で登っていきます。最終回の5回目には何と全員がリフトに！

自分のやりたいことに没頭し、振り向けば先生達が見てくれているという安心感、そしてそれを感じてはまた冒険し、挑戦してみる。子どもたちは勿論、職員も楽しめる心地よい場を、もっともっと保育現場に作っていきたく願っています。



園庭でのサンマ炭火焼パーティー

皆様の善意

【令和元年10月1日〜
12月18日現在】

◎ご寄附◎

- タプロス株式会社 様
- 株式会社高重商店 様
- 株式会社マルタ商事 様
- 秋田県ヤクルト連合会 様
- 秋田菱友会 様
- 秋田県火災共済協同組合 様
- 東部ガス株式会社秋田支社 様
- 株式会社秋田銀行 様
- 秋田ノーザンハピネッツ 観戦チケット 2000枚
- 県内児童福祉施設・母子生活支援施設へ
- 日産労連秋田地方協議会 様
- 劇団四季ミュージカル「はだかの王様」招待400席
- 県内児童福祉施設・知的障がい者（児）施設・肢体不自由児施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設へ
- 株式会社秋田放送 様
- 県内視覚障がい者団体・施設へ

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

- 匿名 様
- 公益社団法人秋田県バス協会 様
- 秋田春光懇話会 様
- AIRオートクラブ秋田支部 様
- JSA中核会秋田支部 様
- ギャラリー杉 様
- 社会福祉法人雄仁会
- 秋田県労働福祉協議会 様

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

問合せ先 総務企画部
TEL (018) 864-2711

平成31年度

全社協 保育所の損害補償

スケールメリットを活かした有利な補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

セットプラン

● 簡単、便利なインターネットで手続きを

ふくしの保険

検索

<http://www.fukushihoken.co.jp>

	基本セット補償	保険金額	年間保険料	
			定員数	保険料
賠償責任	対人賠償	1名→1億円 1事故→7億円	41～50名	22,700円
	対物賠償	1事故→1,000万円	51名以降 1～10名増ごとに 90名まで	1,200円
	受託物賠償	200万円(自己負担なし) うち現金補償→20万円限度	91～100名	29,300円
	人格権侵害	期間中→1,000万円	101名以降 1～10名増ごとに 150名まで	1,200円
	事故対応特別費用	期間中→500万円	151名以降 1～10名増ごとに	1,420円
	被害者対応費用	1事故→10万円限度 (見舞金・見舞品は1名につき5万円限度)		
園児傷害	死亡保険金	121.2万円	園児1名 1口あたり (2口まで加入できます)	870円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%		
	入院保険金	1,700円*		
	通院保険金	1,100円		

基本セット補償保険料計算例	
100名で加入の場合	
賠償	29,300円
傷害	870円 ×100名 ×1口
合計	116,300円

*手術保険金のお支払額は、入院中の手術の場合：入院保険金日額の10倍、外来の手術の場合：入院保険金日額の5倍となります。

	天災セット補償	保険金額	年間保険料	
			定員数	保険料
賠償責任	対人賠償	1名→2億円 1事故→10億円	41～50名	28,000円
	対物賠償	1事故→1,000万円	51名以降 1～10名増ごとに 80名まで	1,500円
	受託物賠償	200万円(自己負担なし) うち現金補償→20万円限度	81～90名	33,900円
	人格権侵害	期間中→1,000万円	91～100名	36,200円
	事故対応特別費用	期間中→500万円	101名以降 1～10名増ごとに 150名まで	1,500円
	被害者対応費用	1事故→10万円限度 (見舞金・見舞品は1名につき5万円限度)	151名以降 1～10名増ごとに	1,800円
園児傷害	死亡保険金	108万円	園児1名 1口あたり (2口まで加入できます)	1,190円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%		
	入院保険金	1,500円*		
	通院保険金	1,000円		

セットプランをおすすめします!!



個別プラン

プラン1

保育所業務の補償

- ① 基本補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 保育所の什器・備品損害補償

プラン2

保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3

保育所職員の補償

- ① 保育所職員の労災上乗せ補償 **改定**
- ② 保育所職員の傷害事故補償
- ③ 保育所職員の感染症罹患事故補償 **改定**

プラン4

社会福祉法人役員の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間：平日の9:30～17:30(12/29～1/3を除きます。)



社協のいま
大館市社会福祉協議会
 秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします！

大館市社会福祉協議会では、支え合いの地域づくりを推進する生活支援体制整備事業のうち、市全域を担当する第1層と各地域を担当する第2層の一部を大館市から受託し、活動を進めています。

人口減少と高齢化が急速に進展している中、大館市では既にヘルパーの不足や中山間部の移動に関する問題が大きくなっており、住み慣れた地域を離れて生活しなければならぬ方が少なからず出てきています。社会福祉協議会は第1層として昨年度、地域住民を対象とした勉強会を3回にわたって開催し、支え合いが必要となる背景や助け合いの効果、先進地の事例などについて、さわやか福祉財団の理事である鶴山芳子氏に紹介していただきながら理解を深めました。目指す地域像の話し合いでは、地域のみなさんの思いが溢れ、「子どもから高齢者まで、みんながつながった地域をつくりたい！」といった沢山の意見が出されました。3回目の勉強会では、住民の皆さんから

選出された第1層協議体委員を紹介することもでき、参加してくださった皆さんには各地域で今後活躍していただくことをお願いして終了しました。

今年度は第1層の協議体（支え合い推進会議）も情報共有と連携強化を目的として定期的に開催しており、徐々に2層の推進会議と連動した取組みを始めています。第2層の協議体と生活支援コーディネーターは7つの地域包括支援センターの圏域ごとにそれぞれ別の法人が受託していますが、コーディネーター同士は法人の枠を超え、日頃から連携しながら活動を行っています。社会福祉協議会は、地域福祉活動や福祉員活動など、これまでの実践を生かし、第2層の各圏域の生活支援コーディネーターが地域づくりを推進しやすいよう、今後求められる役割を果たしていきたいと考えています。

最近では新たな取組みとして、支え合いの活動を周知するため、紙芝居や寸劇を用いた説明を行っています。紙芝居は、宮城県登米市社会福祉協議

会の第1層生活支援コーディネーター伊藤さんが作成したデータをいただき加工して大館版を作成しました。地域の皆さんからは「とても分かりやすい！」と好評で、各地域の町内会館などで使用しています。また、寸劇も生活支援コーディネーターと大館市長寿課、協議体委員の皆さんのご協力を得ながら様々な大会等で披露しています。令和元年度大館市社会福祉大会では、大館市の福原市長も特別ゲストとして出演してくださり、大変盛り上がりました。このような活動によって、事業の周知は着実に進んでおり、町内や地区に向いて説明を行う機会も増えています。



紙芝居の様子

その他にも、共生型の居場所づくりや助け合い活動の創出を目指し、生活支援コーディネーター全員で力を合わせて働きかけを行っています。

今年度は、地域の状況を改善したいと自ら居場所を立ち上げる方々が現れ、支援する側の私たちも勇気づけられました。助け合い活動も、

少しずつではありますが形になりつつあります。まだまだ課題は山積しており、やるべきことは山ほどあります。しかし、大館市には素晴らしい方々が沢山おり、私たちの思いに添えてくれます。勉強会で目指す地域像として挙げられた『誰もが輝けるやさしい大館市』を目指して、これからも地域の皆さんとともに課題を乗り越え、喜びを共有しながら「チーム大館」を大きく広げていきたいと考えています。

高齢化率が全国一高い我が秋田県において、多様な主体による支え合い体制の構築は急務となっております。今後私たちの活動が住民の皆さんの未来と命を守る取組みであることを意識しながら、活動を強化していきます。これまで近隣市町村社協や県社協の皆さんには様々な情報をいただき、助けていただいています。今後、手を取り合いながら秋田県の良さを生かした地域づくりが進んでいくことを願っています。今後、どうかよろしくお願いたします！

2020年1月号 令和2年1月21日
 発行／秋田県社会福祉協議会
 秋田県秋田市旭北栄町1番5号
 TEL (018) 864-1271
 FAX (018) 864-12702